

コンパクトで暮らしやすいまちづくりを目指して 立地適正化計画に基づく 建築等の届出制度

4月1日(日)から、都市再生特別措置法(*1)に基づく「宗像市立地適正化計画」(以下「計画」)をスタートします。

計画では、同計画区域内に人口密度を維持するエリア(居住誘導区域)と、暮らしに必要な都市の機能を誘導するエリア(都市機能誘導区域)を定めています。計画のスタートに合わせて、同計画区域外で開発行為などを行う場合には、法に基づく届出が必要になる場合があります。

* 5月1日(火)以降に、行為に着手するものから届出が必要

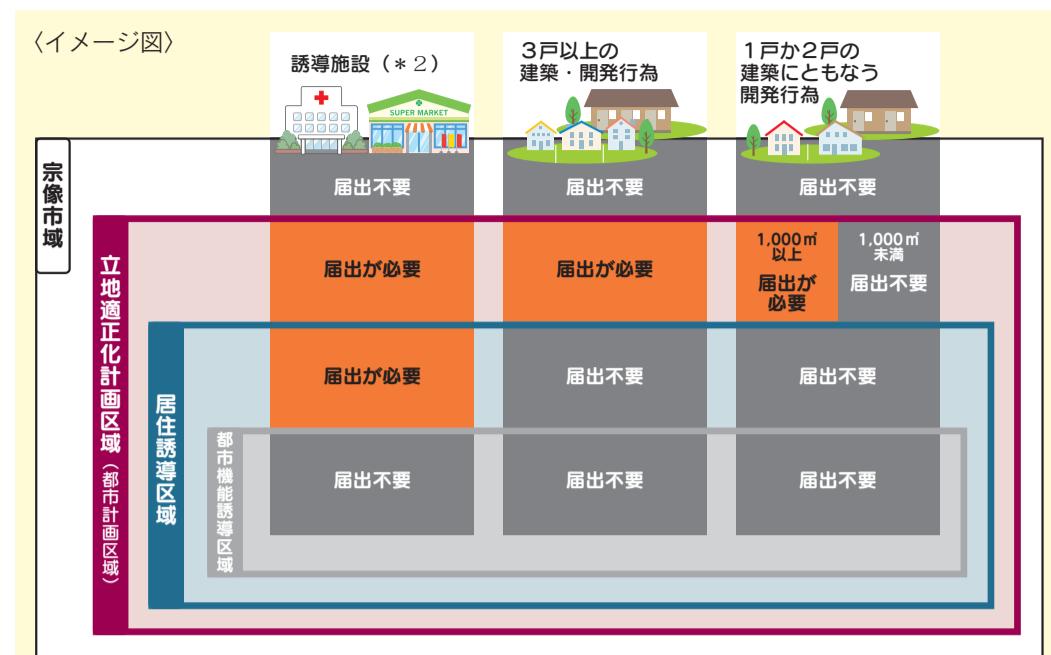
届出が必要な場合

①居住誘導区域外で次の行為をする場合

- ▽3戸以上の住宅の建築目的で開発行為をする
- ▽1戸か2戸の住宅の建築目的で1,000m²以上の規模で開発行為をする
- ▽3戸以上の住宅を新築する
- ▽建築物を改築か用途変更して3戸以上の住宅とする

②都市機能誘導区域外で次の行為をする場合

- ▽誘導施設を有する建築物の建築目的で開発行為をする
- ▽誘導施設を有する建築物を新築する
- ▽建築物を改築や用途変更して、誘導施設を有する建築物とする
- * 大島・地島は対象外



届出の時期

行為に着手する30日前まで

届出先

都市計画課／窓口
(市役所本館2階)

(*1) 急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上(都市の再生)をはかるために制定された法律

(*2) 病院、窓口のある銀行、床面積が3,000m²を超える商業施設など

* 詳細は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp>で確認か問い合わせを

問い合わせ先 都市計画課 ☎(36)1484

都市計画案の縦覧

市が作成中の都市計画案の縦覧を実施します。意見書の提出が可能です。

- 項目 道の駅むなかた地区地区計画の変更
- 概要 周辺の自然環境や歴史資産と連携した、観光・商業施設の立地を促進し、観光の振興を図る場にふさわしい機能を備えたゆとりある良好な観光・物産・交流地区としての土地利用を図るため、地区計画の区域などを変更するもの
- 縦覧期間／時間
3月15日(木)～同29日(木)／
8:30～17:00
* 土・日・祝日を除く

- 縦覧場所 都市計画課(本館2階)
- 意見書の提出
市民と利害関係者は、意見書の提出が可能。
* 意見書の様式例は縦覧場所にあり
- 提出期限 3月29日(木)
- 提出先 都市計画課
- ▽郵送=〒811-3492／住所不要
* 提出締切日消印有効
- ▽FAX(37)1242 ▽窓口
■問い合わせ先
都市計画課 ☎(36)1484

公売会 in むなかた

市税の滞納で差し押えた物品を、「入札」などの方法で売却する「公売会」を開催します。出品数は約120点。売却代金は滞納税に充当します。参加無料、事前申込不要。ぜひ来てください。



出品予定の物品

- 日時 3月24日(土)
▽受付・開場=13:30
▽入札=14:00～14:20
- 会場 メイトム宗像
- 内容 アクセサリー、日用生活雑貨など

- 持参品
印鑑、代金、本人確認ができるもの
(運転免許証、健康保険証など)
- * 代金は当日現金払いのみ
* 上履きを持っている人は持参

■問い合わせ先 収納課 ☎(36)5392 * 当日は ☎090(2714)9417へ

国民年金基金は、老後の資産形成、現役世代の節税を応援します

今にゆとり

掛け金は全額所得控除で
税金がオトク

掛け金の全額が社会保険料控除となります。
例えば、課税所得が380万円
所得税率20.42%、住民税率10%の場合

所得税
住民税 約9万円軽減!
国民年金基金の
掛け金の
年間合計額
30万円なら
掛け金は実質
約21万円



老後にゆとり

終身年金が基本だから一生涯お受け取り

●公的年金控除の対象で受け取るとも安心

●万が一のときは家族に一時金※B型を除く

●20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者

●60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方、国民年金に任意加入されている方

国民年金基金
(老齢基礎年金)

国民年金
(老齢基礎年金)

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽にこちらまで!

福岡県国民年金基金
福岡市博多区博多駅前1丁目1-1-11F [TEL]092-413-8713

受付時間 月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00

福岡県国民年金基金

検索

フリーダイヤル
ロゴ
ヨイクニ
0120・65・4192
FreeDial